

対象となる事案の範囲

令和3年7月14日

消費者庁

目次

基本的な方向性	3
請求・損害の範囲(類型Ⅰ・Ⅱ)	5
請求・損害の範囲(類型Ⅲ)及び被告の範囲(類型Ⅰ)	18
被告の範囲(類型Ⅱ)	21

基本的な方向性

第5回の議論を踏まえた基本的な方向性

基本的な方向性

- 請求・損害の範囲及び被告の範囲に関する基本的な考え方(支配性・係争利益の把握可能性)を維持する
- 現行法によって対象外となる請求・損害及び請求の相手方についても、対象とする必要性があり、かつ、支配性・係争利益の把握可能性が認められるものは、その対象とする

請求・損害の範囲(類型 I・II)

請求・損害の範囲(類型Ⅰ・Ⅱ)について

【請求・損害の範囲(類型Ⅰ)】

法第3条第2項により対象外となる損害のうち、法第3条第1項・第2項に基づき対象となる請求・損害に付随して生じる損害

【請求・損害の範囲(類型Ⅱ)】

法第3条第2項により対象外となる損害のうち、類型ごとに画一的に算定可能なもの

検討のポイント

- ① 慰謝料であることをもって、直ちに排除するのではなく、支配性及び係争利益の把握可能性が維持される限り、対象範囲として認めることも許容されるのではないか
- ② 慰謝料は、被害が発生しているが財産的損害でない場合に非財産的損害として捉えるためにも使われ、画一的に損害額を決定するためにも使われていることを踏まえるべきではないか
- ③ 慰謝料を対象とすることにつき、外国の立法例を参考にできないか
- ④ 個人情報漏洩事案を含め、具体的な事案も踏まえて対象とする必要性がある範囲を整理する

一律の慰謝料請求についての最高裁判決

【事例1】

＜最大判昭和56年12月16日民集第35卷10号1369頁（大阪空港訴訟判決）＞

- 大阪国際空港の近隣住民は、騒音被害を受けていたことから、同空港の設置・管理者である国に対して、人格権を根拠に、夜間(午後9時から午前7時まで)の空港使用の差止め、過去の損害賠償及び将来の損害賠償を請求した事案
- 慰謝料との関係では、一律額で慰謝料を認めた原審の判断は違法である旨の上告理由に対して、「被上告人(※消費者庁注 近隣住民)らが請求し、主張するところは、被上告人らはそれぞれさまざまな被害を受けているけれども、(中略)、それらの被害の中には本件航空機の騒音等によつて被上告人ら全員が最小限度この程度まではひとしく被つていると認められるものがあり、このような被害を被上告人らに共通する損害として、各自につきその限度で慰藉料という形でその賠償を求めるといふのであり、それは、結局、被上告人らの身体に対する侵害、睡眠妨害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害及びこれに伴う精神的苦痛を一定の限度で被上告人らに共通するものとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる」とした(※下線は消費者庁)

消費者契約において一律の慰謝料が認められた例(1)

【事例2】

＜東京高判平成27年10月29日ウェストロー・ジャパン(文献番号2015WLJPCA10296007)＞

- 募集型企画旅行の旅行中(海外旅行)に、当初宿泊を予定していたホテルがオーバーブッキングのため宿泊できず別のホテルに変更になったことによって、旅行者は同旅行に係る旅行パンフレット及び旅行日程表に記載されていたホテルに宿泊できなかった。そこで原告ら4名が、債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案
- 裁判所は、1審被告は、1審原告らを含む本件旅行参加者へホテルの変更について説明すべき義務を負っていたとした上で、1審原告らは、1審被告の説明義務違反により、他のホテルを手配した上で本件旅行のうち3日目の宿泊部分を解除するかどうかの選択の機会を与えられなかったのであるから、これにより旅行を楽しむことができない等の精神的苦痛を被ったと認められるとして、1審原告らに、説明義務に係る債務不履行に基づき各5万円の慰謝料を認めた

消費者契約において一律の慰謝料が認められた例(2)

【事例3】 第5回検討会資料11、12頁の事案

化粧石鹸に含まれた小麦由来成分にアレルギー感作を生じさせる成分が含まれていたためショック症状を起こしたとして各地で集団訴訟が提訴された事案では、原告らに一律の慰謝料額をもって評価したうえで、重症度に応じて差異を設ける旨の判断がなされた(東京地裁平成30年6月22日判決、福岡地裁平成30年7月18日判決、福岡高裁令和2年6月25日判決、大阪地裁平成31年3月29日判決等)

消費者被害事案で慰謝料が認められた例(1)

【事例4】

＜最判平成16年11月18日民集第58巻8号2225頁＞

- 被告が団地の建替え事業の実施に当たって、覚書には、現居住者に対して優先的に新団地内の分譲住宅をあっせんした後に未分譲住宅の一般公募を直ちにすること及びその際の譲渡価格は少なくとも同等であることを意味する条項が含まれていた。被告は、平成6年12月及び平成7年10月、原告らとの間で、建替え後の分譲住宅につき譲渡契約を締結した。しかしながら、被告は直ちに一般公募はせず、平成10年7月に至って、建替え後の新団地内の分譲住宅につき、25.5%から29.1%の値下げをした上で、一般公募をした。結果的に高額に分譲住宅を購入させられた原告ら58名が不法行為に基づき、慰謝料等の支払を求めた事案
- 裁判所は、上告人(被告)は、一般公募を直ちにしないことを全く説明しなかったことによって、被上告人(原告)らが価格の適否について十分に検討したうえで契約を締結するか否かを決定する機会を奪ったものというべきであり、上告人が当該説明をしなかったことは、信義誠実の原則に著しく違反するものとした。その上で被上告人らが本件各譲渡契約を締結するか否かの意思決定は財産的利益に関するものではあるが、上記行為は慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することが相当であると判示し、各住戸当たり150万円の慰謝料を認容した原判決を正当として是認した

【関係する主な意見】

○実際に訴訟になった例ですと、平成16年の最高裁判決なども説明義務違反に対する慰謝料を認めており、一律算定で各戸150万、その中には非常に高額で購入したとか、そのために大きな精神的苦痛を被ったとか、諸種の事情を考慮していますけれども、やはり一律にこのタイプのこういう被害者の類型にはこれというような形で算定しているというものもあります

消費者被害事案で慰謝料が認められた例(2)

【事例5】

＜大阪高判平成26年1月23日判時2261号148頁＞

- 被告らから分譲マンションを購入した原告らが、当該マンション敷地に隣接する土地に被告ら等が新たに建築中であったマンション(以下「本件マンション」という。)により、重大な日照障害が生じ、原告らの人格権又は財産権が違法に侵害されているとして、人格権又は財産権に基づき、本件マンションの建築工事の差止めを求めるとともに、上記の日照障害又は被告らの原告らに対するマンション販売時の説明義務違反によって精神的苦痛を被ったとして、不法行為又は債務不履行による損害賠償請求権に基づき、連帯して原告各自について慰謝料100万円の支払を求めた事案
- 裁判所は、控訴人ら(被告ら)は、被控訴人ら(原告ら)に被控訴人マンションの購入を勧誘するに当たり、信義則上、被控訴人らに対し、被控訴人マンションが日照について日影規制等による保護を受けないものであり、控訴人らが本件土地上にマンションを建築した場合に、被控訴人マンションの日照に影響が及ぶ可能性があることを説明すべき義務と判示し、原告らの居室に対する影響の程度等に応じ、10万円～50万円の慰謝料を認容した原判決を正当として是認した

消費者被害事案で慰謝料が認められた例(3)

【事例6】

＜東京地判平成28年1月29日消費者法ニュース107号314頁＞

- 訪問販売によって、高齢者が経営するアパート向けと称し、年2回の消火器交換が必要と虚偽の説明を行い、見合わない価格で中古消火器のリース契約を締結した後、クーリング・オフを行った上記消費者に対して、事業者(原告)が代金支払いを求めて訴訟提起したため、上記消費者(被告・反訴原告)が不法行為に基づく損害賠償を求めて反訴した事案。なお、事業者に関して、過去10年で消費生活センターに同種の苦情が700件以上あった
- 裁判所は、原告による、組織的に、契約内容等につき十分な説明をせず、不実の告知により契約を締結せしめたほか、クーリング・オフ妨害等を行った一連の行為は、社会的相当性を逸脱する違法なものとして、被告に対する関係で不法行為を構成するとした上で、被告は精神的苦痛を始めとする無形の損害を被ったとして、3万円の慰謝料を認めた

【事例7】

＜大阪地方裁判所平成29年10月05日消費者法ニュース114号235頁＞

- 原告が、インターネット上で有料メール交換サイトを運営する被告らが、原告に対し、いわゆるサクラを使ってメールを送信し、女性との面会や金銭の贈与等が実現するものと誤信させ、これらの役務ないし利益取得のため、メール交換のためのポイント購入費用名目で多額の金員を出損させた行為が詐欺に当たるとして、共同不法行為に基づき、連帯して、各被告の関与期間に応じた損害賠償を求めた事案
- 裁判所は、被告らの本件サイト運営に関する一連の行為は、詐欺に当たるとして共同不法行為責任を認め、慰謝料については被告らの関与期間に応じて70万円～120万円を認めた

(参考) 個人情報漏洩の種類

(1) 外部からの攻撃による情報漏洩

- ・A社: 運営するアパレルブランドの通販サイトに対しパスワードリスト(リスト型)攻撃が発生し、顧客情報が流出した可能性
- ・B社: 不正アクセスを受けて機密情報や個人情報を窃取されていたことが判明した。攻撃者は監視や検知をすり抜ける高度な手法を用いていた

(2) 過失による情報漏洩

- ・C社: 店舗に予約した顧客の個人情報が保存された業務用ノートパソコンを従業員が紛失した
- ・D社: 顧客情報が記載された資料がインターネットを通じて特定の操作により閲覧可能となっていた。同社のWebサイトの更新作業中に操作を誤った可能性が高いとされる

(3) 内部者の不正による情報漏洩

- ・E社: 業務の委託先の元従業員が個人情報が記憶されたハードディスクを盗み出し、オークション等で売却していた

(4) 不適切な情報の取扱いによる情報流出

- ・F社: 就職情報サイトに登録された会員の個人データにつき、F社が運営していた就職情報サイトの閲覧履歴から、選考離脱や内定辞退の可能性をスコアリングした上で、本人の同意なしに複数社に提供されていた

13

諸外国の例(1)

米国	<ul style="list-style-type: none">・クラスアクション・オプトアウト型とされる・対象は限定されていない・プライバシー侵害の場合、具体的な損害の発生が明らかであるとして、損害賠償を認める傾向にある旨の指摘もある
EU	<ul style="list-style-type: none">・消費者の集団的利益保護のための代表訴訟指令(2020/1828)・加盟国に適格団体(qualified entity)による団体訴訟制度の導入を求める・対象法令にGDPR等も含むことから、個人情報漏洩も団体訴訟制度の対象となるとされる(第2条第1項、附属書(ANNEX1))・2022年12月25日までに国内法制化義務・オプトイン、オプトアウトのいずれか又は双方の組合せによることとする・具体的な運用は加盟国の国内法で定まる

諸外国の例(2)

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・ムスタ確認訴訟・対象は限定されていない
フランス	<ul style="list-style-type: none">・グループ訴権(グループ訴訟)・精神的損害(慰謝料)は請求できない(消費者法L.623-2条が「消費者の受けた物質的損害に起因する財産上の損害の回復」を対象)・下院の法律委員会の報告書(2020年6月10日)において、(広く)物的損害(prejudice materiel)、人身損害及び精神的損害についての賠償を認めるようグループ訴権見直しのための提言がなされるとともに、同年9月にグループ訴権の分野の拡大に関する旨の民法典改正案が国会に提出されている

検討事項

検討事項

以上を踏まえると、次のような場合には、対象とする必要があり、かつ、支配性・係争利益の把握可能性が認められるのではないか

- ① 現行の特例法上対象となる財産的損害と併せて請求されるもの
- or
- ② 消費者契約の目的となるもの（給付の内容）に関する義務違反により生じたもの
- or
- ③ 事業者の故意・重過失により生じたもの

かつ

画一的に算定できるもの



現行法で対象外としている特例法第3条第2項第6号の「精神上的苦痛を受けたことによる損害」から除くこととしてはどうか

参照条文

(共通義務確認の訴え)

第三条〔略〕

2 次に掲げる損害については、前項第三号及び第四号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。

- 一 契約上の債務の不履行又は不法行為により、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの(役務を除く。次号において同じ。)以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
- 二 消費者契約の目的となるものの提供があるとすればその処分又は使用により得るはずであった利益を喪失したことによる損害
- 三 契約上の債務の不履行又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となったもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
- 四 消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となったものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであった利益を喪失したことによる損害
- 五 人の生命又は身体を害されたことによる損害
- 六 精神上的苦痛を受けたことによる損害

3・4〔略〕

請求・損害の範囲(類型Ⅲ)及び被告の範囲(類型Ⅰ)

請求・損害の範囲(類型Ⅲ)及び被告の範囲(類型Ⅰ)について

【請求・損害の範囲(類型Ⅲ)及び被告の範囲(類型Ⅰ)】
直接的な契約関係にない事業者に対する請求(景品表示法上の不当表示に係る民事上の責任を負う場合等)

検討のポイント

- 景品表示法上の不当表示について、差止請求はできる一方で、被害回復請求ができないというのは均衡を欠くのではないか

【関係する主な意見】

- 景品表示法違反の場合に、差止請求はできるのに被害回復請求ができないというのは、制度としてもアンバランスな面がある
- 実質的に責任原因を作り出した当事者というものを訴訟に引き込んで一体的解決を図るという観点から、共通義務確認の対象に含めるのが望ましいのではないか
- 景品表示法の不当表示事案以外も対象とした場合、何らかの形で消費者の意思決定に関与する事業者は、幅広く法律に基づく訴訟の被告となり得るので、事業者への影響は大きい。いろいろなビジネスモデルが対象となるので、一般にも波及するところは大きい。また、景品表示法の不当表示に限定するとしても、その不当表示が実際に消費者の契約の申込みの意思決定にどれほど影響しているのかということは、消費者ごとに大きく違うのではないか
- 景品表示法の不当表示事案をメインに議論をしてはいるものの、それ以上に広がっていくことに対して、各企業における不安感はかなり強いものがある

請求・損害の範囲(類型Ⅲ)及び被告の範囲(類型Ⅰ)について

検討事項

○現行の特例法の解釈として、契約当事者でない事業者による景品表示法上の不当表示に係る不法行為に基づく損害賠償請求につき、当該事業者に対する請求が「消費者契約に関する」請求に含まれ、当該事業者が被告となることを明確化することとしてはどうか

(共通義務確認の訴え)

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次に掲げる請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

一～三 [略]

四 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるものに限る。）

2 [略]

3 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。

一 [略]

二 第一項第四号に掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者

4 [略]

【関係する主な意見】

○訴えを提起するというのはもちろん可能なのかもしれないが、その辺りは解釈に委ねられてしまうと安定性を欠く部分はあると思うので、何らかの形で明確化をしていく。場合によっては立法的手当を含めて明確化をしていくということは望ましいのではないか

○景品表示法違反の広告の問題として枠づけをするならばおよそ無限定に広がっていくことにはならないのではないか

○実際の契約相手であるMVNO事業者と実際のキャリアの双方に対して共同不法行為で請求が認められているのであるから、現行法の枠組みでもいけるのではないか。そうであれば必ずしも立法の手だては必要なく、解釈論でいけるのではないかと考える

被告の範囲(類型Ⅱ)

被告の範囲(類型Ⅱ)について

【被告の範囲(類型Ⅱ)】

法人である事業者の実質的支配者等に対する請求(組織的に違法な商法を主導した個人等)

検討のポイント

- ①非常に悪質な事業者については何らかの対応が必要である一方で、対象範囲は一定の範囲に限定する必要がある
- ②典型的には事業者が隠れみの的な場合や、収益が事業者の外に移転している場合など、当該事業者からの被害回復が困難な場合を対象とする
- ③健全な事業者の役員の業務執行に対する委縮的効果の抑止という観点を踏まえるべきではないか

第5回の議論に基づく検討のポイント

【関係する主な意見】

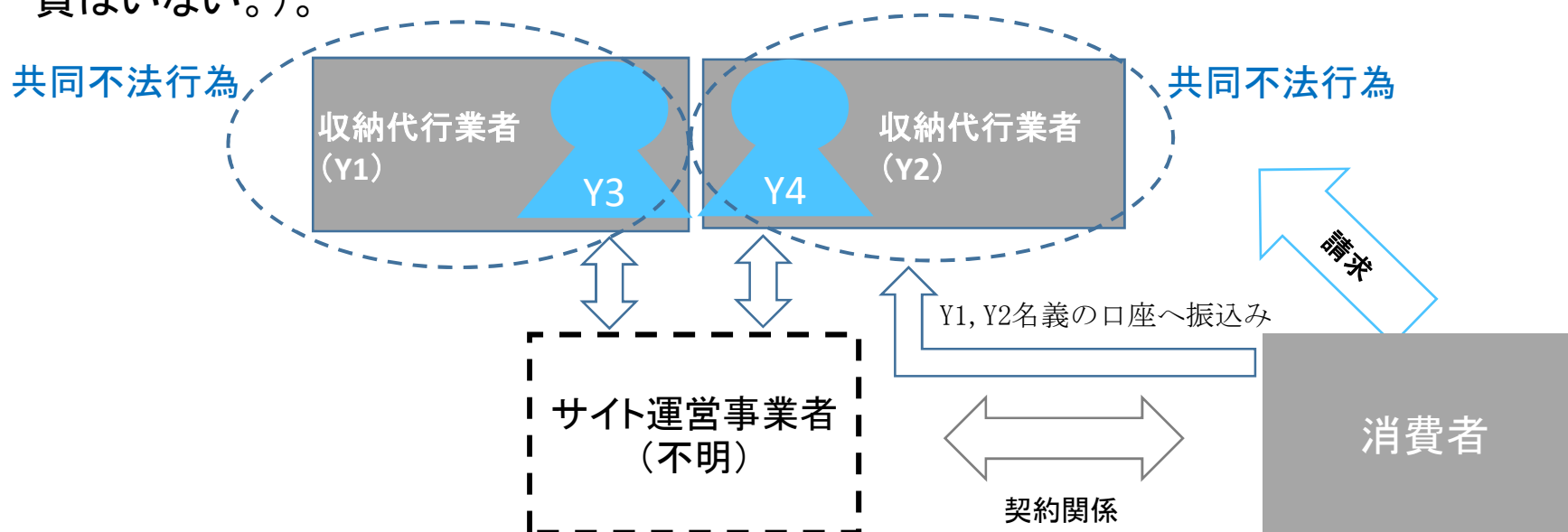
- ここで懸念されているのは、典型的には事業会社が隠れみのであるとか、その収益を外部に移転してしまっていて事業会社からの被害回復が非常に難しいような事例であるというふうには言うことはできる。このような場合に責任追及を拡大することが健全な事業者に対する萎縮効果を生むとは考えにくいのではないか
- いわゆる経営判断の原則的なものが何らかの形で考慮されることも多いとおもわれるので、いわば結果責任みたいな形で責任追及されるということはあまり実態としてはないのではないか。ただ、制度論として見た場合に、そういう可能性があること自体が萎縮効果を生むんだと言われるのであれば、一つの仕切りとして共同不法行為が成立するような場合であるとか、故意、重過失があるような場合に限るなどの考え方があるのではないか
- 対象の被告の範囲を制限しないと、企業の役員の業務執行に萎縮効果があることは拭い切れない。端的に言ってしまえば、企業の役員が合理的なリスクテイクをするということを妨げないか。企業のチャレンジする文化をヘジテート、挑戦する文化を損なわないか。あるいは、役員のなり手を減らしてしまうということもあり得る。いかに普通の事業者の役員に対する萎縮効果を抑えるかなどの点を踏まえた制度設計、議論が必要

事業者の実質的支配者等の具体例①(第5回資料の再掲)

①代表者自身による不法行為の事案(東京地裁平成29年5月10日判決)

出会い系サイトを利用して、事業者の関係者がメッセージの交換相手を装い、利用者に対して、ポイント購入の名目で金銭を振り込ませるいわゆるサクラサイトに対して、最終的に数百万円の金銭を振り込んだ消費者が、収納代行業者2社(Y1、Y2)とその代表取締役(Y3、Y4)に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた事案(サイト運営事業者は所在不明)。

判決では、収納代行業者(Y1社)とその代表取締役(Y3)は、サイト運営会社に対して口座を提供したり、1日数回の現金引出行為等を行っていたこと、他方の収納代行業者(Y2社)とその代表取締役(Y4)については、自らの行為が振り込め詐欺における「出し子」に当たることを十分に認識しており、サイト運営事業者と一体となって詐欺行為を行っていたものと認められると判断して、Y1社及びY3につきY1口座が用いられた振込みの範囲で、Y2社及びY4につきY2口座が用いられた振込みの範囲で、共同不法行為を負うとした(なお、収納代行業者2社は従業員はいずれも代表者のほかには従業員はいない)。

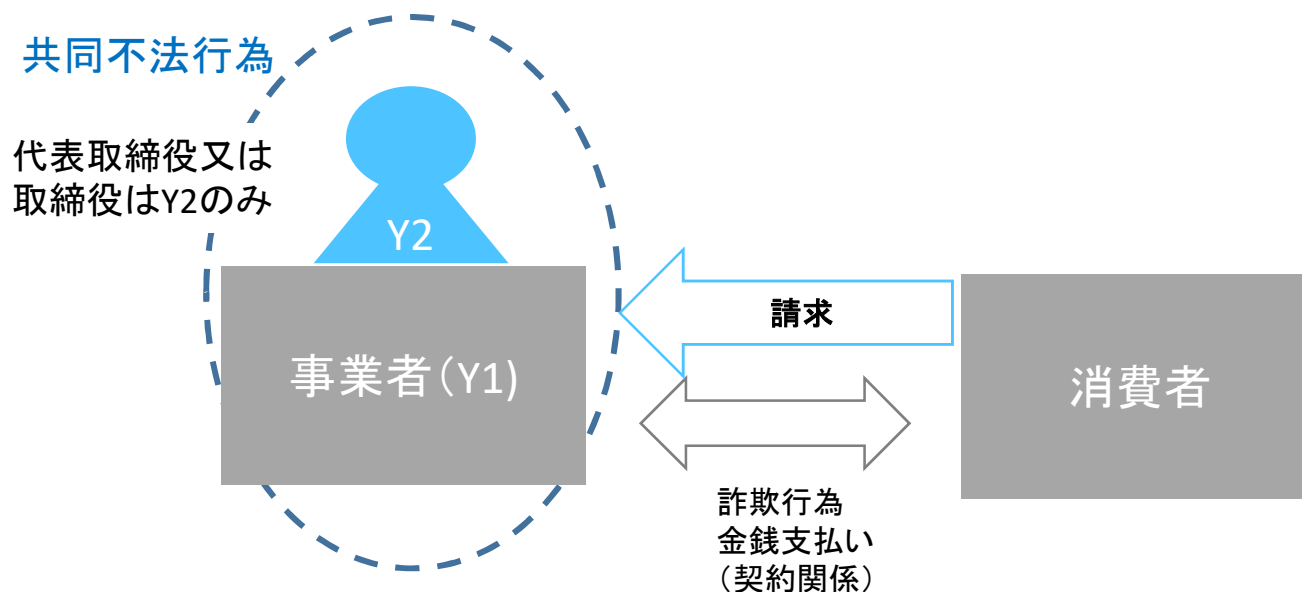


事業者の実質的支配者等の具体例②(第5回資料の再掲)

②代表者が違法行為を指揮監督していた事案(東京地裁平成30年 4月24日判決)

被告事業者(Y1社)が運営する、占いにより運命鑑定等を行う本件各サイトを利用するために、複数回にわたり計400万円余相当額のポイントを購入した原告が、被告事業者及び同社の代表取締役(Y2)に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。

判決では、Y1社は、本件各サイトにおいて占い等を行うことを標榜しておきながら、実際にはこれを行わず、有料のポイントを原告に費消させて同社が利益を得る行為をしていたもので、当該行為は、詐欺に該当し、原告に対する不法行為に該当するとした。その上で、同社の代表取締役(Y2)については、「被告会社の代表取締役又は取締役はY2のみであるから、Y2は被告会社の業務全般を実質的に指揮監督していた」ことから、Y1社とともに、共同不法行為責任を負うと判断して、原告の請求を認容した。



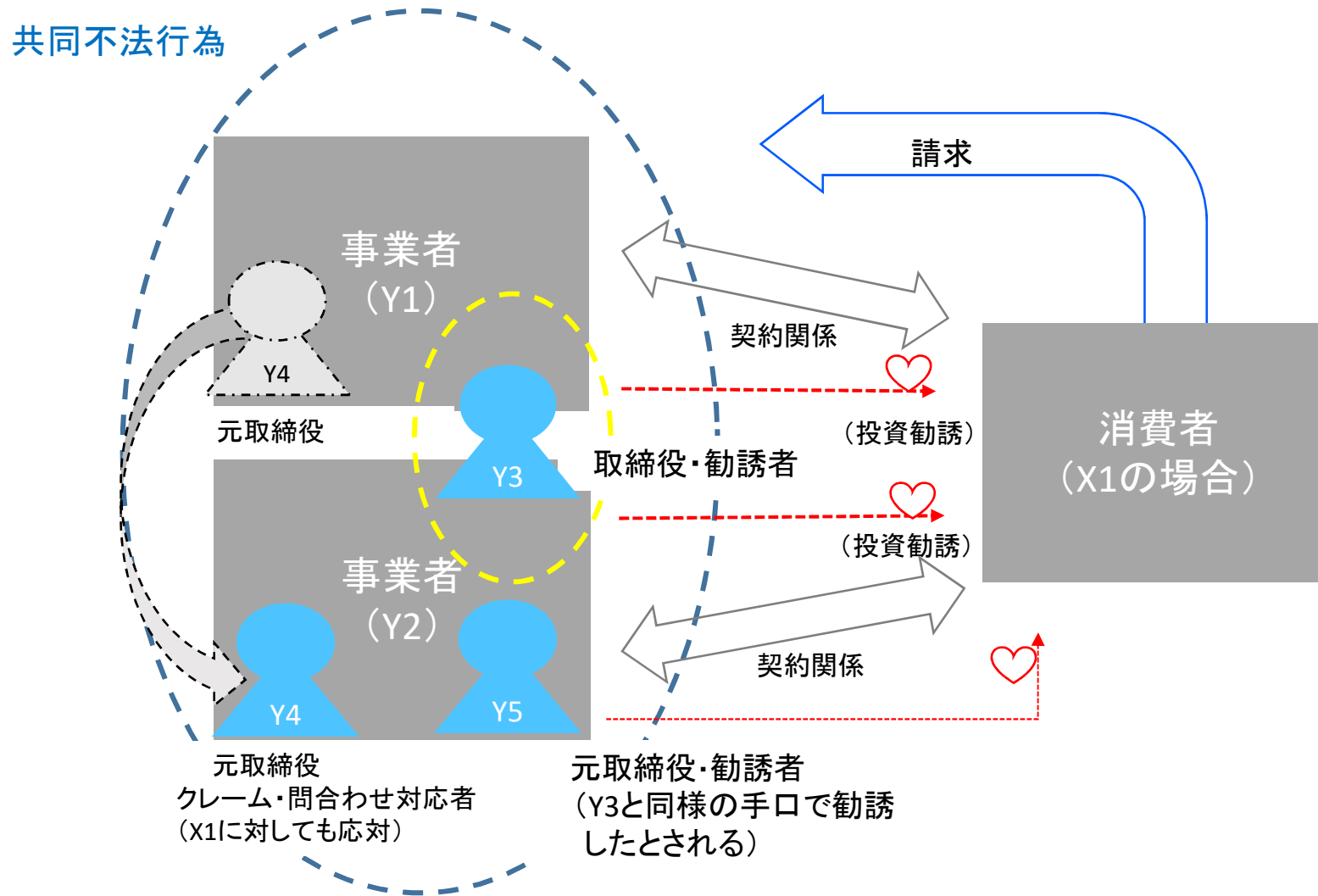
事業者の実質的支配者等の具体例③(第5回資料の再掲)

③取締役が加担していた事案(東京高裁平成28年4月20日判決)

被控訴人(消費者)ら2名は、いずれも結婚紹介サイトで知り合った相手方から、デート商法による投資勧誘をされ、複数回にわたり、合計約700万円もしくは約1600万円の金銭を支払ったため、当該事業者、勧誘者及びクレーム対応者に対して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案の控訴審。一審では、一審被告事業者Y1社及びY2社並びにY1社の取締役兼Y2社の元取締役Y3(勧誘者)、Y1社・Y2社の元取締役Y4(クレーム対応者)及びY2社の元取締役Y5(勧誘者)に対して、共同不法行為責任が認められ、Y4のみが控訴した事案。

控訴人Y4は、Y1社の元取締役であり、後の期間はY2社の取締役であったところ、それらの期間において、Y4は、クレーム対応を一手に引き受け、弁護士からのクレームに対する対応をも行っていたのであり、Y1社らが業務として違法なデート商法によって出資等の勧誘を行っていることを認識しながらこれに加担したものであることを理由に、Y4は共同不法行為責任を負うものと判断した。

(参考)例③のイメージ図



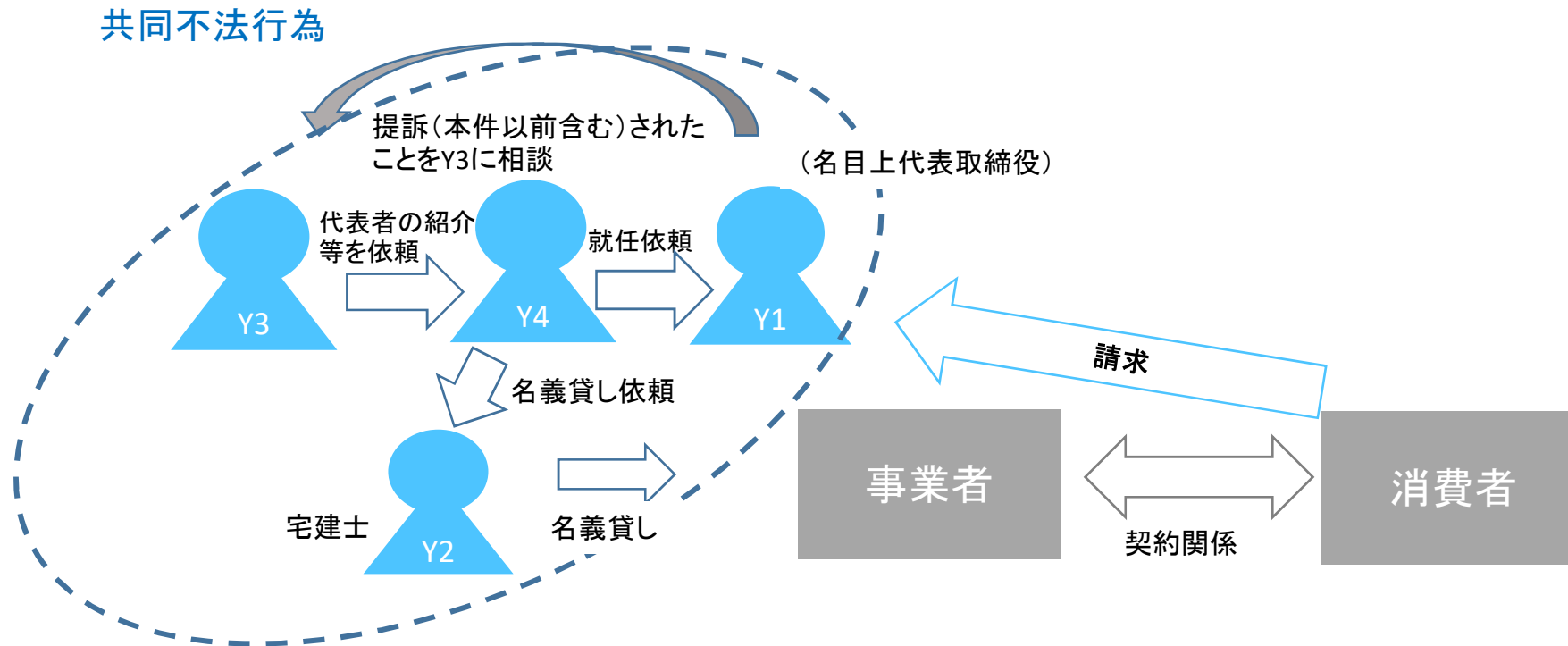
事業者の実質的支配者等の具体例④(第5回資料の再掲)

④詐欺行為へ加担した者の責任を認めた事案(東京地裁令和2年6月18日判決)

原野商法のいわゆる二次被害の事案。消費者が相当以前に、原野商法で騙されて購入したままとなっていた土地につき、不動産事業者が、Xに対して、買い手がいると称し売却を持ちかけた。それを受け入れ、同事業者に言われるがままに手続費用等の名目で数百万円の金銭を支払った消費者が、同事業者の名目上代表取締役(Y1)、関係者に依頼され事業者の名義貸しを行った宅建士(Y2)、代表取締役就任及び名義貸しを依頼した者(Y4)、更にそれらをY4に依頼した者(Y3。Y1の就任登記を行ったほか、事業者が本件以前に提訴された際にもY1から相談を受け、対応の助言等を行っていた。)の4名に対して、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案。

判決では、事業者による本件行為が詐欺行為であると認めた上で、名目的代表取締役Y1につき会社法上の責任を認めたほか、民法上の不法行為責任として、Y2からY4につき以下のとおり認めた。①Y2につき、本件詐欺行為に係る不法行為の幫助責任(第719条第2項)を、②Y4につき、訴外本件において直接欺罔行為を行った者とともに、Xに対して直接に詐欺行為に積極的に関与したものと認めた(第719条第1項)。さらに、③Y3については、遅くともY1から最初に提訴につき相談があった時点で、事業者が不動産取引を利用した詐欺行為を行っていること等を認識していたと認定した上で、本件詐欺行為について共同不法行為責任(第719条第1項)を負うものと判断して、原告の請求を認容した。

(参考)例④のイメージ図



被告の範囲(類型Ⅱ)について

検討事項

1. 下記の①～③のすべてに該当する場合の個人を被告に含めることとしてはどうか
 - ① 一段階目の手続の訴えの提起時において、事業者に必要な財産がないか又は事業者に対する強制執行に著しい困難が生ずるおそれがあると見込まれ
 - ② 当該事業者が、故意又は重過失による不法行為責任を負うべき場合に
 - ③ 当該事業者と故意又は重過失による共同不法行為責任を負う個人
2. 上記①・②を前提に、当該事業者と故意又は重過失による共同不法行為責任を負う事業者も被告に含めることとしてはどうか

民法

(共同不法行為者の責任)

第七百十九条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。